

高等学校における 発達障害のある 生徒の理解と支援のために



はじめに

平成17年4月から、発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者を支援する「発達障害者支援法」が施行され、「国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。」と規定されました。（同法第8条）

また、平成19年4月、改正学校教育法が施行され、高等学校においても、発達障害などのある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されました。（同法第75条第1項）

高等学校においても、実態把握や校内支援体制の整備を進め、発達障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援がなされることが求められており、生徒指導や教育相談等の既存の組織を活用しながら、校内支援体制の構築を図ることが必要です。

発達障害のある生徒が、適切な支援がなされないまま成長していくことで、障害による学習上・生活上の困難に加えて、自尊感情や意欲の低下による不登校、長期の引きこもり等の二次的な障害を招き、更に困難さが増すことがあります。また、卒業後の職場や学校などで大きな戸惑いを感じる場合もあります。こうしたことを防ぐためにも、社会生活への移行の最終段階である高等学校における特別支援教育の果たす役割は大変重要です。

本資料が、高等学校における教職員の発達障害への理解と支援、そして、学校全体としての特別支援教育体制の整備・充実につながることを願っています。

岡山県教育委員会

I 発達障害のある生徒の状況

発達障害のある生徒は、例えばこんなことで困っています。

広汎性発達障害（PDD） （高機能自閉症・アスペルガー障害等）

- ◇対人関係がうまくいかない。
 - 場の雰囲気や相手の意図、暗黙のルールが読み取れない。
- ◇コミュニケーションがうまくとれない。
 - 冗談や比喻、反語の理解が困難である。
 - 丁寧すぎる言葉づかいや態度をとる。
 - 会話が続かない、または、自分のペースで長々と自分ばかり話したり、無関係な話をしたりする。
- ◇特定の物への興味やこだわりがある。
 - こだわり始めると、気持ちや行動が切り替えられない。
 - 授業直前に時間割や教室変更があると、うまく対応できない。
- ◇感覚が過敏である。（例：特定の音、臭い等）



注意欠陥 / 多動性障害（ADHD）

- ◇不注意
 - 注意集中が苦手なケアレスミスが多い。
 - 整理整頓が苦手、忘れ物や落とし物が多く、準備・片付けに時間がかかる。（優先順位が付けにくい。）
 - 外部からの音などの刺激ですぐ気が散る。
- ◇衝動性
 - 予測や考える前に行動を起こしてしまう。
 - 思ったことをすぐしゃべってしまう。
- ◇多動性
 - 状況とは無関係に多動である。
 - 体のどこかが常に動いている。

学習障害（LD）

- ◇聞く・話す・読む・書く・計算する・推論することが苦手
 - 教師の話や指示を聞いていないように見える。
 - 行を飛ばして読むことがある。
 - 板書内容をノートに正しく書き写すことができない。
 - 筋道を立てて考えることが難しい。



※ これらの障害の状態像はさまざまであり、それぞれが重なり合って見られることもあります。

Ⅱ 発達障害のある生徒への教育的支援

高等学校において、発達障害についての正しい理解が十分ではないため、「努力不足」「何度言っても理解できない困った生徒」、できることとできないことがアンバランスなため「やる気がない」と誤解されていることがあります。

教師からの叱責や友人とのトラブル等のために、自信をなくし自尊感情や意欲の低下、不登校等、二次的な障害につながっていく場合もあります。

支援のスタートは「気づき」です。障害の診断の有無にかかわらず、生徒の学習や行動上のつまづきや困難などの様子に気づくことが大切です。

1 支援のポイント

発達障害のある生徒の中には、口頭での指示や一度になされる複数の指示が理解しにくいこともあります。また、「がんばれ、やればできる」等の激励や「努力が足りない」等の声かけ、丁寧に説明しようとして「同じことを何度もくどくどと説明する」こと等が、かえって逆効果になることもあります。

生徒の持ち味を生かしたり得意な部分を伸ばしたりするような支援により、自己肯定感を育てることも大切です。

基本的な支援の方法は、特別なものではなく、ごく当たり前の支援です。

(1) わかりやすい指示の仕方をする。

①視覚的な指示や板書、プリント等、文字で示す。

(同時に3つ以上の内容を含む指示はしない。)

②時間的な見通し、活動の見通し等を示す。(変更がある時は、あらかじめ伝える。)

③否定的な表現や皮肉・冗談は言わず、肯定的な表現を用いる。

(2) 指示したことが、適切に行われたか、行動の後に確認する。

(3) 共感的態度で接し、常識的なルールと具体的な方法を教える。

例：「君が腹が立った気持ちはよく分かるよ。」(共感)

「でも〇〇をするのは許されないことだ。」(いけないことは示す。)

「今度はどう行動すればいいか、一緒に考えよう。」(具体的な行動を示す。)

よくない対応例	その理由
○「またやったのか。何回言ったらわかるんだ。」 理由や原因を考えずに一方的に叱る。	自尊感情が低下。 「どうせだめだ。」「わかってもらえない。」
○「いつものことだから、まあいいか。」 「今回はもういいけど、次はだめだよ。」	不適切な行動をとっても、対応がまちまち。 どうすべきか具体的に示されない。「叱責された」思いのみが残る。
○「だめだと言っただろう。」「〇〇するな。」 「きちんとしなさい。」	行動の改善には「どう行動するか」を示すことが必要。

2 具体的な支援の例

場面	支援方法・内容
各教科	<ul style="list-style-type: none"> ①板書の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ○チョークの色の意味合いを決めておく。 ○学習ページの板書（教科書、問題集等のページを板書で提示） ②ワークシート・プリントの活用 <ul style="list-style-type: none"> どこに何を書くかはっきりしているため、板書よりわかりやすい。 ③視覚的、具体的な資料の活用 <ul style="list-style-type: none"> 図、地図、写真、実物資料等（イメージが残りやすい。） ④マス目のある方眼紙の活用（数学等） ⑤自己評価シート等の活用（わかりにくかった点の確認、次時の工夫） ⑥わかりやすい質問 <ul style="list-style-type: none"> （大勢の前で失敗体験を積ませない。）
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ①評価：自尊感情の低下を招かないよう、生徒自身のできる（できた）点、苦手な点を整理し、個人でも把握できるよう指導する。 ②目標の明確化： <ul style="list-style-type: none"> 達成感が持てるよう、スモールステップの具体的な目標を設定する。
学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ①座席位置の工夫（ストレスの高い生徒、集中力が欠けやすい生徒、友人関係等） ②校内外の行事は早めにパンフレットなどで行き先、日程等を知らせる。 （具体的なイメージを持てるようにする。） （どうしても苦手な活動は、参加を選択できるようにする。） ③進路については、高校や大学卒業後の職業生活のイメージを持つことができるようにする。進学までのスケジュールや大学生活、就労に関するパンフレット等を提供する。
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ①リラクセーション（緊張・不安の緩和） <ul style="list-style-type: none"> ・HRや日常生活、部活動の場面など ②ソーシャルスキルトレーニング・自己理解 <ul style="list-style-type: none"> ・自分の得意なこと・苦手なこと・自分に必要な力等 ③面接の練習（事前練習は不安を軽減する。） ④成功体験（放課後学習等、「できる・わかる喜び」） ⑤嫌だったこと、つらかったこと等をメモや教育相談で打ち明ける経験 （面と向かって教師に話すより、意外と生徒の負担が少ない。） ⑥伝えたいことは、視覚的に伝える。ことばだけで何度も言わない。

Ⅲ 校内支援組織の確立と関係機関との連携

1 校内支援組織の確立

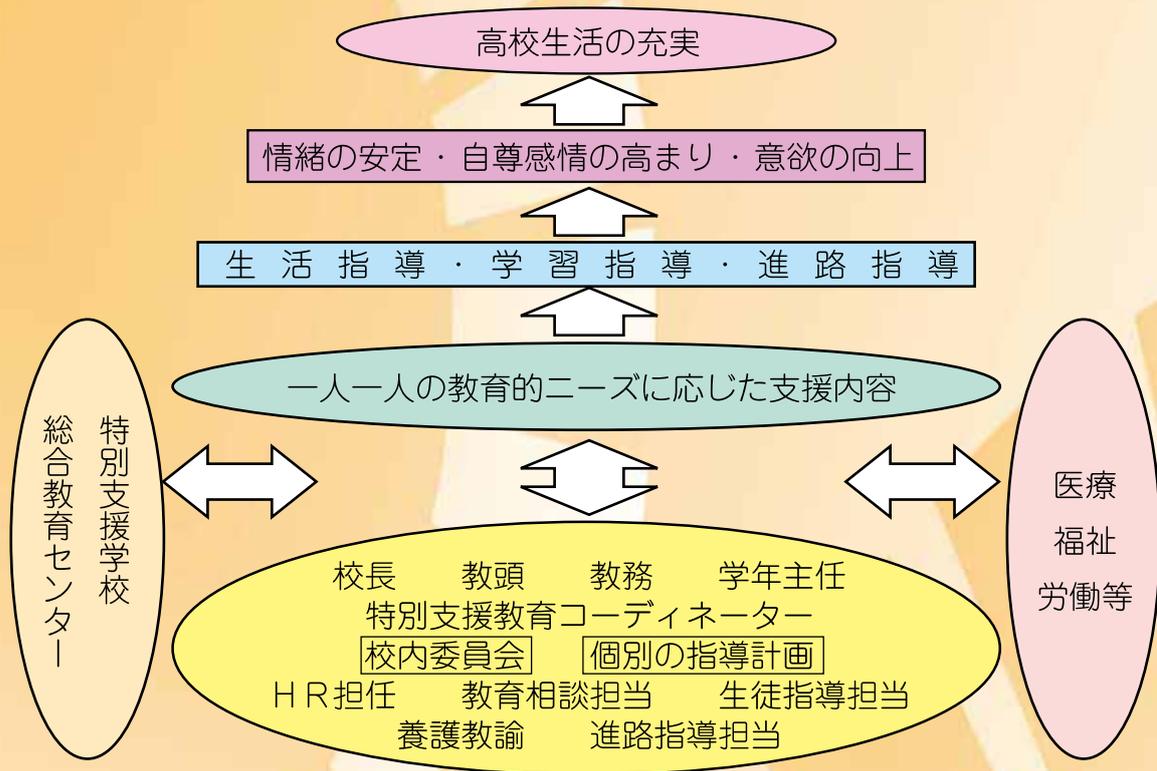
高等学校は教科担任制で、一人の生徒に複数の教職員がかかわります。HR担任や教科担任等が「共通の支援」をすることが大切です。生徒指導委員会や学年団会議等の既存の校内組織を活用した情報交換をもとに、教職員が連携・協力して学校全体で支援することが必要です。
(前で失敗体験を積ませない。)

<p>特別支援教育校内委員会</p> <p>生徒の実態把握や支援方策の検討等を行います。</p> <p>構成員は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、該当生徒のHR担任、教務主任等その他必要と思われる者等</p>	<p>役</p> <p>①生徒の実態把握および理解</p> <p>②支援内容・支援方法の検討</p> <p>③個別の教育支援計画及び個別の指導計画の検討</p> <p>④校内研修の推進</p>	<p>ポイント</p> <p>○既存の組織（生徒指導・教育相談・学年団会議等）を発展・活用させていく。</p>
<p>特別支援教育コーディネーター</p> <p>校内の教職員や、校外の関係機関との連絡・調整等を行います。</p>		<p>割</p> <p>①校内における役割 ・校内委員会への情報提供・担任、教科担当等への支援 ・校内研修の企画・立案</p> <p>②関係機関との連絡・調整 ・関係機関の情報収集・整理 ・関係機関への連絡・調整（サポート事業の活用）</p> <p>③保護者への相談窓口</p>

※必要な書式は、岡山県教育庁指導課特別支援教育室のHPまたは「学校全体で支援しましょう」(H18.4)を参照してください。



支 援 の 構 造 図



2 段階的な支援

区 分	内 容	関 係 者 (例)
支援1	通常授業・HR等での工夫 (支援の共通理解)	HR担任 教科担任・進路、部活動担当者
支援2	教育相談(本人・保護者等) ケース会議・校内委員会	HR担任 教科担任・部活動担当者 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー
支援3	関係機関(児童相談所、ハローワーク、 発達障害者支援センター等、専門家、 サポート事業等)との連携 ケース会議・校内委員会	特別支援教育コーディネーター 校内委員会関係者 外部の関係機関担当者
支援4	関係機関等(医師等)との連携 ケース会議・校内委員会	特別支援教育コーディネーター 校内委員会関係者 外部の関係機関担当者 医師

※ サポート事業については、最寄りの公立特別支援学校にご連絡ください。

3 支援の具体例

事例1(支援段階2)

高校2年生男子。広汎性発達障害。理系の成績は良く国立大学進学を希望。

1年時、球技大会と登山宿泊で体調不良(情緒不安定)になり、宿泊せずに帰宅した。その後は通常の学校生活についての問題はなかったため、学校は特に対応しなかった。しかし、2年時1学期半ばから不安定状態が続き、欠席が増え、1学期末考査は半分欠席した。

1年時の欠席を確認すると、球技大会前後に欠席がある。保護者や中学校からの情報を得ると、修学旅行や臨海学校等の欠席があった。当初、通常の授業ではないこと、本人が欠席の意向を示していること等から修学旅行等の行事への欠席はやむを得ないと担任は思っていたが、特別支援教育コーディネーターが担任、養護教諭等と連携し、本生徒との教育相談を実施した。その際、修学旅行についてHRで行った説明以外に詳細な行程を視覚的に示し、目的地の資料収集等、コーディネーターが本生徒と一緒にインターネットで調べたり、その資料を活用してHRで説明したりした。行き先や日程についての不安が軽減されたこと、資料が級友にも好評であったこと等により、修学旅行に見通しを持って、当日参加することができ、本生徒への自信につながった。以後、同様に、苦手な行事の際には事前に予定等を具体的に示すようにした。



事例2(支援段階3)

高校1年生女子。アスペルガー障害。成績は中位。文章を書くことは得意。

ことばの解釈の特殊性や、日常生活でも作話傾向がある。反面、昔のことでも非常に詳細な部分まで記憶している。中学校ではいじめを受けていた。授業中の態度は真面目だが、不安定になると空想にふける時間が長くなり、指名や資料配布にも気付かず、叱責されたり、嘲笑されたりする。目立った欠席はないが、胃潰瘍や吐き気、抜毛等の自傷行為がある。

担任と生徒との教育相談の中で、生徒がしんどさを訴えた。担任は特別支援教育コーディネーターに相談し、保護者懇談を実施。その後、校内委員会を開催し、支援の共通理解を図った。教師が対応しやすいよう座席を前にし、「ぼんやりするな」等の大きな声での禁止や授業中の抜毛への禁止ではなく、今することを指差しや小声で指示すること、教育相談を実施し、空想は悪いことではないが、空想したことは、部活動や自宅でノートにまとめて書くようにすること等を確認した。校内では、継続してケース会議を行った上で、今後の対応についての助言を求めるため、ソーシャルスキルトレーニングの導入等の支援を行うべく、近隣の特別支援学校に支援の要請をすることを校内委員会で確認した。



事例3(支援段階4)

高校1年生男子。診断なし。理系の成績良好。学業面、友人関係でも特に目立った問題はないが、「ちょっと変わったタイプ」という印象がある。6月に業者の模試を受けに行った際、受験番号を記入する欄に自分の高校での出席番号を記入したため、係員から受験番号を記入するよう指示されたことから混乱し、受験できなくなって退室し、自宅へ戻った。保護者から連絡を受けた担任は教育相談をし、その後も定期的に継続しようとしたが、生徒にとっては自信のあった模試であっただけに落胆は大きく、その後、学校で行う模試にも拒否感を示し、体調不良を訴えるようになり、登校できない日が増えた。

何度かの家庭訪問とケース会議、校内委員会を行い、外部の専門家を招いてケース会議の結果、専門的な医師の受診を勧めることを確認した。まずは、担任と養護教諭、特別支援教育コーディネーターが保護者と教育相談を実施し、学校医を通して専門的な医師の名前を知らせ、家庭で相談の結果、受診することとなった。受診後は、保護者を通じた学校と専門医との連携を行った。専門医からの、学校での今できる支援と、将来に向けての見通しの必要性についての助言に基づき、生徒への教育相談を継続している。

IV 資料

相談機関一覧

名 称	所在地	電 話
岡山県教育庁指導課高校教育指導班	岡山市内山下 -4-6	086-226-7585
岡山県教育庁指導課特別支援教育室		086-226-7587
岡山県総合教育センター	加賀郡吉備中央町 7545	0866-56-9106
倉敷教育相談室	倉敷市鳥羽 1083	086-427-0244
高梁教育相談室	高梁市落合町近似 286-1	0866-22-9833
津山教育相談室	津山市田町 31	0868-24-1424
岡山県中央児童相談所	岡山市南方 2-13-1	086-235-4152
岡山県倉敷児童相談所	倉敷市美和 1-14-31	086-421-0991
岡山県津山児童相談所	津山市山北 288-1	0868-23-5131
岡山県青少年総合相談センター(学校教育相談)	岡山市蕃山町 1-20	086-221-7490
岡山市教育支援室	岡山市新道 1	086-224-4133
倉敷教育センター	倉敷市福田町古新田 940	086-454-0400
岡山大学病院小児神経科	岡山市鹿田町 2-5-1	086-223-7151
岡山県精神科医療センター	岡山市鹿田本町 3-16	086-225-3821
旭川荘療育センター児童院	岡山市祇園地先	086-275-4057
まな星クリニック	岡山市伊福町 3-28-14	086-214-0550
大野小児科医院	岡山市奉還町 1-2-11	086-254-7777
川崎医療福祉大学附属 心理・教育相談室	倉敷市松島 288	086-464-1029 (直通)
ノートルダム清心女子大学 児童臨床研究所 清心こころの相談室	岡山市伊福町 2 丁目 16-9	086-252-6041 (直通)
吉備国際大学心理相談室	高梁市伊賀町 8	0866-22-9033
岡山大学教育学部 発達支援相談室	岡山市津島中 3-1-1	086-251-7734
おかやま発達障害者支援センター	岡山市祇園地先	086-275-9277

特別支援学校

県立岡山盲学校(視覚障害)	岡山市原尾島 4-16-53	086-272-3165
県立岡山聾学校(聴覚障害)	岡山市土田 51	086-279-2127
県立岡山養護学校(肢体不自由)	岡山市祇園地先	086-275-1010
県立岡山西養護学校(知的障害)	岡山市田中 579	086-243-4535
県立岡山東養護学校(知的・肢体)	岡山市穴廿 1018	086-279-3020
県立岡山南養護学校(知的障害)	岡山市内尾 721-3	086-298-1090
県立西備養護学校(知的・肢体)	笠岡市東大戸 5075-1	0865-63-1603
岡山県健康の森学園養護学校(知的)	新見市哲多町大野 2034-5	0867-96-2995
県立東備養護学校(知的障害)	備前市福田 637	0869-66-8501
県立早島養護学校(病弱・肢体)	都窪郡早島町早島 4063	086-482-2131
県立誕生寺養護学校(知的・肢体)	久米郡久米南町山ノ城 110-2	0867-28-2321
倉敷市立倉敷養護学校(知的障害)	倉敷市粒浦 388-1	086-425-4611
岡山大学教育学部附属特別支援学校(知的)	岡山市平井 3-914	086-277-7431